

## 宇都宮市市民交流活動推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する市民交流活動推進補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、民間国際交流団体（以下「団体」という。）に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより当該団体の交流活動を支援し、もって市民を主体とした友好親善の推進に寄与することを目的とする。

### (補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、事務局を市内に置き、名称、目的、事業、会員、役員及びその任務、規約等が明確であり、営利を目的としない、おおむね10名以上の会員で組織されている団体とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次の各号を満たし、友好親善の推進につながると市長が認めるものとする。

- (1) 姉妹・文化友好都市との友好親善交流を目的とした事業
- (2) 外国人住民の自立化支援、日本人との共生を目的とした事業
- (3) 市民のための国際理解の促進及び国際協力活動に関する事業

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

制定文（平成19年4月1日告示第183号）

平成19年4月1日から適用する。

改正文（平成26年3月27日告示第398号）

平成26年4月1日から適用する。